相談日程のご案内

相談名・内容・申込方法・実施日 ＼ お問合せ 相談場所 電話番号			中央区役所 中央区中央4-5-1 きぼーる１１階 221-2106	花見川区役所 花見川区瑞穂1-1 275-6213	稲毛区役所 稲毛区穴川4-12-1 284-6106	若葉区役所 若葉区桜木北2-1-1 233-8123	緑区役所 緑区おゆみ野3-15-3 292-8106	美浜区役所 美浜区真砂5-15-1 270-3123
くらし相談 **（電話・面談）**	日常生活上での心配ごとや悩みごとの相談	事前申込 不要	月～金曜日 ９時～16時 （木曜日は～１５時）	月～金曜日 ９時～16時 （金曜日は～１５時）	月～金曜日 ９時～16時 （金曜日は～１５時）	月～金曜日 ９時～16時 （金曜日は～１５時）	月～金曜日 ９時～16時 （金曜日は～１５時）	月～金曜日 ９時～16時 （火曜日は～１５時）
交通事故相談 **（電話・面談）**	示談の進め方、損害賠償など事故に伴う諸問題		毎週火・金曜日 ９時～16時 （火曜日は～１５時）	毎週金曜日 ９時～16時	毎週水曜日 ９時～16時	毎週月・木曜日 ９時～16時	毎週火・木曜日 ９時～16時 （木曜日は～１５時）	毎週月・水曜日 ９時～16時
法律相談 **（面談のみ）**	日常生活での法律相談（金銭貸借･相続･離婚など） （裁判所で訴訟・調停中のものは不可） 相談時間：３０分	**事前申込（抽選）制** 電話または電子申請にて相談日の2週間前から1週間前の17時まで申込受付（定員６名）	毎週木曜日 及び 第４月曜日 13時～16時	毎週月曜日 及び 第４水曜日 13時～16時	毎週金曜日 及び 第４火曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第４金曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第４月曜日 13時～16時	毎週火曜日 及び 第４木曜日 13時～16時
住宅相談 **（面談のみ）**	不動産売買･借地･宅地･建物など不動産に関する諸問題 相談時間：３０分	電話予約（先着８名） 相談日の2週間前 （祝日の場合は翌開庁日） ９時から受付	毎月第3月曜日 １０時～１５時	毎月第3水曜日 １０時～15時	毎月第3火曜日 １０時～15時	毎月第3金曜日 １０時～15時	毎月第3月曜日 １０時～15時	毎月第３木曜日 １０時～15時
行政相談 **（電話・面談）**	行政活動全般に及ぶ相談 （国、県、独立行政法人等への要望・意見）	事前申込 不要	毎月第1月曜日 9時～16時	毎月第1火曜日 9時～16時	毎月第1火曜日 9時～16時	毎月第1金曜日 9時～16時	毎月第1月曜日 9時～16時	毎月第1木曜日 9時～16時

千葉市役所で実施している相談

相談名	内　容	申込方法	実施日	相談場所	お問合せ
特設法律相談 **（面談のみ）**	日常生活での法律相談（金銭貸借･相続･離婚など） （裁判所で訴訟・調停中のものは不可） 相談時間：３０分	**事前申込（抽選）制** 電話または電子申請にて相談月の初日から相談日の9日前の17時まで申込受付（定員１２名）	毎月第４土曜日 13時～16時	中央区千葉港1-1 千葉市役所１階	千葉市役所 広報広聴課 245-5609
くらしとすまいの特設相談 **（面談のみ）**	相続・遺言、登記、税、不動産取引、建築・リフォーム、土地の境界等の相談 相談時間：３０分	電話予約 （各相談先着８名） 月初め開庁日 ９時から受付	毎月第2水曜日 10時～15時		

○相談はすべて無料です。

○対象者は千葉市在住・在勤・在学の方です。

○お住まいの区以外で実施する相談もご利用できます。

○予約は、相談を希望する相談場所へ直接電話してください。

○日程の変更やお休みの場合があります。
事前申込不要の相談 （くらし相談・交通事故相談・行政相談）をご希望の方は、あらかじめお問い合わせください。

○12時から13時まではお昼休みとなります。